

令和 8 年 6 月

長門市議会定例会

議案参考資料

目 次

議 案

| | | |
|---------------|--|-------|
| 第 3 号 | 長門市行政手続条例の一部を改正する条例 | ・・・ 1 |
| 第 4 号 | 長門市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例 | ・・・ 2 |
| 第 5 号 | 長門市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び 長門市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一 部を改正する条例 | ・・・ 3 |
| 第 6 号 | 長門市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する条例及び長門市家庭的保育事業等の設置及び運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | ・・・ 4 |
| 第 7 号 | 市の区域内の字の区域の変更について | ・・・ 5 |
| 第 8 号 | 専決処分の承認について（長門市税条例の一部を改正する 条例） | ・・・ 6 |
| 第 9 号 | 長門市固定資産評価員の選任について | ・・・ 7 |
| 第 10 号～第 28 号 | 長門市農業委員会委員の任命について | ・・・ 8 |

長門市行政手続条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 63 号）による行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

聴聞等の通知に係る公示送達デジタル化に対応するため、第 15 条で定める聴聞等の通知方式及び第 29 条で定める弁明の機会の付与手続きに関して、所要の改正を行うもの。

- (1) 公示事項を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態にしておく措置（市 HP での掲載。）。
- (2) 公示事項が記載された書面を行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置（従来の掲示板への提示、市庁舎等に設置したパソコン画面での表示。）。

3 施行期日

公布の日

長門市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

国家公務員等の旅費支給規程（昭和 25 年大蔵省令第 45 号）の改正に伴い、
所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

転居費（第 18 条関係）について、運送業者が家財の運送を行う場合、旅行
役務提供者が家財の運送を行う場合、旅行者が宅配便等により家財の運送を
行う場合の算定方法について、各号で規定しているが、これらの運送を併用し
た場合の算定を可能とする規定を加える。

3 施行期日

令和 8 年 10 月 1 日

長門市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び
長門市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の
一部を改正する条例

1 改正の趣旨

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）の一部改正（令和 8 年 9 月 24 日施行）に伴い、条項のずれが生じるため、同法又は同令を引用する条例について所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

- (1) 長門市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
 - ・第 1 条において引用する地方自治法の条項を改める。
 - ・第 2 条において引用する地方自治法施行令の条項を改める。
- (2) 長門市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例
 - ・第 8 条において引用する同法の条項を改める。

3 施行期日

令和 8 年 9 月 24 日

長門市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び長門市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（昭和 29 年内閣府令第 39 号）の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

従来、国家戦略特別区域に限り認められていた 3～5 歳児を対象とした満 3 歳以上限定小規模保育事業が全市町村も対象となったことから、関連する規定を改正する。

3 改正条例

- ・長門市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- ・長門市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

4 施行期日

公布の日

5 その他

本市において満 3 歳以上限定小規模保育事業を実施する事業者はない。

市の区域内の字の区域の変更について

1 趣旨

土地改良事業（団体営農地耕作条件改善事業 日置東坂本地区）の実施による換地処分に伴い、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により字の区域の変更を行うもの。

2 字の区域の変更となる土地

長門市日置上大神田 5631 番地 2 外 6 筆

3 施行期日

土地改良法第 54 条第 4 項の規定による換地処分の公告があった日の翌日

専決処分の承認について（長門市税条例の一部を改正する条例）

1 改正の趣旨

地方税法の一部を改正する法律が、令和8年3月31日に公布されたことから、所要の改正を行うもの。

2 主な改正の内容

(1) 軽自動車税関係

軽自動車税環境性能割の廃止に伴う規定の整備

軽自動車税環境性能割が廃止となるため、軽自動車税環境性能割に係る条文を廃止するとともに、軽自動車税環境性能割が廃止されることに伴い、軽自動車税種別割の名称が軽自動車税となるため、軽自動車税種別割に係る条文を軽自動車税と改める。

（第18条の3ほか／令和8年4月1日施行）

(2) 個人市民税関係

ア 住宅借入金等特別税額控除適用期限の延長

個人市民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限を5年延長し、令和12年までに居住を開始した場合に適用することとする。

（附則第7条の3、附則第7条の3の2／令和8年4月1日施行※適用期限の延長の部分に限り令和9年1月1日施行）

イ 特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴う規定の整備

個人市民税の所得割の納税義務者が特定暗号資産を譲渡した場合における事業所得、譲渡所得及び雑所得については、他の所得と分離して100分の3の税率により当該所得割を課する。

（附則第19条の3／金融商品取引法及び資産決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の1月1日施行）

(3) 固定資産税関係

固定資産税の免税点の見直し

家屋及び償却資産に係る固定資産税の免税点を引き上げる。

家屋：現行制度 20万円 → 見直し後 30万円

償却資産：現行制度 150万円 → 見直し後 180万円

（第63条／令和9年4月1日施行）

長門市固定資産評価員の選任について

1 設置の趣旨及び提案の理由

固定資産評価員は、地方税法第404条第1項の規定により、市長の指揮のもと固定資産を適正に評価し、市長が行う価格決定を補助する役を担うものであり、税の客体である土地、家屋、償却資産の適正な評価を行わなければならないことから、専門知識と経験を必要とする。

税務課長の福田^{ふくだ} 膳^{とのおる}は、広く固定資産評価に関する知識経験を有し、評価員として適任者であることから、同氏を固定資産評価員に選任することについて、市議会の同意を求めるもの。

2 評価員候補者の氏名・略歴等

住 所 [REDACTED]
氏 名 福田 膳 (ふくだ とおる)
生年月日 [REDACTED]
略 歴 (税務関係業務抜粋)

| | |
|------------|------------|
| [REDACTED] | [REDACTED] |
| [REDACTED] | [REDACTED] |
| [REDACTED] | [REDACTED] |
| [REDACTED] | [REDACTED] |

